

事業者各位



令和6年1月  
一般社団法人西工業会  
大阪労働局長登録安全衛生推進者等  
養成講習機関（登録第1号）  
（公社）大阪労働基準連合会  
大阪西労働基準協会  
（T4700150023560）

## 「衛生推進者養成講習会」開催のご案内

会員事業場の皆様におかれましては、日常の安全衛生活動の推進に加え、新型コロナウイルス感染症等の感染防止策に取り組まれるなど、日々ご尽力いただいていることと存じます。

さて、労働安全衛生法により、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場（労働者数は、企業単位ではなく工場、支店、営業所等の事業場単位です。）であって、非工業的業種の事業場（裏面の※印参照）においては、「衛生推進者」を選任し、事業場における労働衛生管理に係る業務を担当させなければならないとされています（法第12条の2）。

標記の講習会を下記のとおり開催しますので、関係者が受講のうえ「衛生推進者」の資格を習得されますようご案内いたします。

なお、**本年度の講習会**につきましても、定員の削減等により会場での『3密』を避け、換気の徹底等の措置を講じて実施いたしますので、受講の際は、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 日 時    | 令和6年4月25日（木） 午前9時00分～午後3時10分   |
| 2 会 場    | 大正産業会館 大阪市大正区泉尾1-27-16<br>電話 6552-6661<br>JR環状線及び地下鉄「大正」駅から南へ徒歩10分<br>市バス「三軒家東4丁目」停留所からすぐ（駐車場はありません）   |
| 3 講習内容   | (1) 作業環境管理及び作業管理（危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置）<br>(2) 労働衛生教育<br>(3) 健康の保持増進<br>(4) 労働衛生関係法令   |
| 4 受講料    | 1名テキスト代含む <b>9,900円</b> （10%対象 内消費税900円）   |
| 5 定 員    | <b>15名</b>   |
| 6 申込締切日  | 令和6年4月12日（金）（定員になり次第申込受付を締め切ります。）  |
| 7 申込方法等  | 「申込書」に必要事項をご記入のうえ、西工業会へメール（info@nis.or.jp）またはFAX（06-6582-2645）で送付してください。<br>申込されましたら、大阪西労働基準協会から「修了者台帳」の用紙が送付されますので、必要事項をご記入のうえ受講者の顔写真（3×2.4cm、脱帽）を貼付し、大阪西労働基準協会へ返送してください。 |
| 8 受講料納入  | 受講料の納入は申込締切日までに、銀行振込でお願いします。<br><b>（関西みらい銀行 堀江支店 普通口座 8504 大阪西労働基準協会）</b><br>※振込手数料は申込者の負担となります。   |
| 9 持 参 品  | 「受講票」、「筆記具」（テキストは、当日会場でお渡しします。）  |
| 10 修 了 証 | 全科目を修了された方には、「衛生推進者養成講習修了証」を交付します。   |

11 その他 申込締切日以降の取消及び欠席者の払込受講料は、原則として返金できませんので、他の適任者と交替させることをお勧めします。  
「受講票」は大阪西労働基準協会より送付いたします。

※「衛生推進者」の選任を要する事業場は、次の(1)の規模で(2)の業種です。

(1) 常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場(50人以上の事業場は、衛生管理者及び産業医の選任を要します。)

(2) 次の業種(主として非工業的業種)

企業の本社、支社、営業所等の事務所

- ① 銀行、信用金庫、保険会社等金融、保険等の事業
- ② 病院、医院等保健衛生の事業
- ③ 理容、美容の事業
- ④ 飲食店、接客業、娯楽業等の事業
- ⑤ 学校等教育、社会福祉・介護の事業
- ⑥ 情報サービス、人材派遣の事業
- ⑦ その他(詳細は、右図を参照ください)

【事業場規模別・業種別安全衛生管理組織】

業種 規模(人)	林業 建設業 運送業 清掃業 (安衛令第2条第1号の業種)	製造業(物の加工業を含む)、 電気業、ガス業、熱供給業、 水道業、通信業、各種商品卸 売業、家具・建具・しゅう器等 卸売業、各種商品小売業、家具・ 建具・じゅう器小売業、燃料小 売業、旅館業、ゴルフ場業、自 動車整備業、機械修理業 (安衛令第2条第2号の業種)	その他の業種 (安衛令第2条第3号の業種) <small>(注2)</small>
1000~	事業者 ↓選任 総括安全衛生管理者 (安衛法第10条) ↓指揮 産業医 安全管理者 衛生管理者	事業者 ↓選任 総括安全衛生管理者 ↓指揮 産業医 安全管理者 衛生管理者	事業者 ↓選任 総括安全衛生管理者 ↓指揮 産業医 衛生管理者
300~999	事業者 ↓選任 総括安全衛生管理者 (安衛法第10条) ↓指揮 産業医 安全管理者 衛生管理者	事業者 ↓選任 産業医 安全管理者 衛生管理者	事業者 ↓選任 産業医 衛生管理者
100~299	事業者 ↓選任 産業医 安全管理者 衛生管理者 (安衛法第12条)	事業者 ↓選任 産業医 安全管理者 衛生管理者	事業者 ↓選任 産業医 衛生管理者
50~99	事業者 ↓選任 産業医 安全管理者 衛生管理者	事業者 ↓選任 産業医 安全管理者 衛生管理者	事業者 ↓選任 産業医 衛生管理者
10~49	事業者 ↓選任 安全衛生推進者 (安衛法第12条の2)	事業者 ↓選任 安全衛生推進者	事業者 ↓選任 衛生推進者
1~9	事業者	事業者	事業者